

機密保持契約書

貴下（以下「甲」という。）と 株式会社 AI Spera Japan（以下「乙」という。）とは、甲乙間におけるサービスデモの実施、提案、検証その他これらに付随関連する事項の検討（以下「本件目的」という。）を目的として、甲及び乙が自己の保有する業務上、技術上の機密情報を相互に開示するにあたり、その取扱いに関して取り決めるため、次のとおり機密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

- 本契約において「本機密情報」とは、甲又は乙が相手方から提供を受け、又はその役員若しくは従業員を通じて知得若しくは取得した、相手方の顧客、製品、サービス、営業、業務、技術、ノウハウ、アイデア、コンセプトその他一切の業務上又は技術上の情報及びこれらに基づき開発又は派生した一切の情報をいう。かかる本機密情報には、書面、口頭、電子データ、デモ画面、サンプルその他一切の方法により開示された情報が含まれるものとし、機密である旨の表示又は言明の有無を問わない。
- ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、本機密情報に含まれないものとする。
 - 開示を受けた時点で既に公知であった情報又は開示を受けた後、受領当事者の責めによらず公知となった情報
 - 開示を受けた者が、当該情報の受領時に既知であった情報
 - 開示を受けた者が、相手方による開示とは無関係に独自に開発した情報
 - 開示を受けた者が、正当に開示する権利を有する第三者より適法に入手した情報

第2条（機密保持）

- 甲及び乙は、本契約の有効期間中及び本契約終了後 3 年間、本機密情報を機密として保持するものとする。
 - 甲及び乙は、本機密情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、本件目的のために知る必要のある者を除き、第三者に対して開示又は漏えいしてはならない。
 - 甲及び乙は、本件目的以外の目的のために本機密情報を使用してはならない。
 - 甲及び乙は、本件目的のために本機密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員に限り、本機密情報を開示することができる。この場合、甲及び乙は、当該役員及び従業員に対し、本契約に基づく機密保持義務を遵守させるものとし、当該者の行為について自ら責任を負うものとする。
 - 甲及び乙は、本機密情報を他の情報と合理的に区別して管理するものとする。
 - 甲及び乙は、法令に基づく請求又は裁判所若しくは行政機関の命令等によりやむを得ない場合に限り、本機密情報を第三者に開示することができる。この場合、開示を行う当事者は、事前に相手方に通知するものとする。
- 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、本件目的のために必要な範囲で、自己の親会社、子会社、関係会社又は業務委託先に対して本機密情報を開示又は提供することができる。この場合、当該開示又は提供を行った当事者は、当該第三者に対し、本契約と同等の機密保持義務を課すものとし、当該第三者の行為について自ら責任を負うものとする。

第3条（権利）

- 本機密情報に関する知的財産権その他一切の権利は、その開示者又は開示者に権利許諾を行

う第三者に帰属するものとする。

2. 本機密情報に基づき作成された資料、分析結果、検証結果、派生情報その他一切の成果物に関する権利の帰属については、別途甲乙協議のうえ定めるものとする。ただし、本機密情報自体に関する権利が受領当事者に移転するものではない。

第4条 (損害賠償)

本契約に違反した当事者は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に現実に生じた通常かつ直接の損害について賠償責任を負うものとする。

第5条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は、本契約の成立日から3年間とする。
2. 甲及び乙は、やむを得ない事由がある場合、相手方に対し書面により通知することで、本契約を終了することができるものとする。

第6条 (返還)

甲及び乙は、本契約が終了した場合又は本契約の有効期間中に開示者から要求があった場合、直ちに本機密情報及びその複製物を返還し、又は開示者の指示に従い廃棄するものとする。開示者が求めた場合、受領当事者はその廃棄を証明する書面を提出するものとする。

第7条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下「関係者」という。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団
 - (7) 前各号に定める者と密接な関係（資金その他の便益提供行為を含むが、これらに限られない。）を有する者
 - (8) その他前各号に準ずる者
2. 甲及び乙は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含むが、これに限られない。）をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

AI Spera

3. 甲及び乙は、相手方が前二項に定める表明又は確約のいずれかに違反したことが判明した場合、何らの催告を要することなく本契約の全部又は一部を解除することができる。
4. 前項の規定により本契約を解除した場合、解除した当事者は、当該解除により相手方に生じた損害、損失及び費用について一切の責任を負わない。

第8条 (存続条項)

本契約の終了後においても、第2条乃至第4条、第6条、第7条第4項、本条及び第9条の規定は有効に存続するものとする。なお、第2条に定める機密保持義務の存続期間は、本契約終了日から3年間とする。

第9条 (準拠法、協議)

1. 本契約の準拠法は日本法とする。
2. 本契約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。協議により解決しない場合、本契約に関連して生じた紛争については、被告の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。